

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）  
児童養護施設等や里親家庭における養育の不調の要因分析に資する研究

分担研究報告書

## 里親家庭、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設における 養育不調による措置解除状況からの示唆

研究分担者 上鹿渡 和宏（早稲田大学人間科学学術院）

研究協力者 藤巻 楽々（国立成育医療研究センター 小児内科系専門診療部こころの診療科）

### 研究要旨

2016年の児童福祉法改正により、家庭養育優先原則が示されそれ以降施設養護から家庭養護への移行が進められてきた我が国において、都道府県社会的養育推進計画に基づいて、今後も家庭養護が増えていくことが予想される。また、虐待を受けた子どもや心身の状況において何らかの障害のある子どもの養育を、里親やファミリーホームによる家庭養護が担うケースは確実に増えていくと考えられる。その対応としてフォスタリング機関や里親支援センターによる、一貫した包括的な里親養育支援のシステムが各地で整えられつつあるが、未だに十分な状況にはなく、このままでは家庭養護における困難を解決するのが難しい状況や養育不調が増えていく可能性がある。本調査研究では、社会的養護、特に家庭養護における養育不調についての実態把握と課題整理、支援検討のために、里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設の養育者、児童相談所・フォスタリング機関の支援機関を対象とした調査が実施された。各分担研究者の結果、考察の報告をもとに全体を改めて見直し、筆者のこれまでの里親支援に関する経験を踏まえて、それぞれの養育不調の現状の把握と改善に向けた課題、またその解決に向けた支援について探求する本調査研究に必要とされる視点として以下4つを示した。(1) 子どもを中心にした委託変更後につなげる理解と対応、(2) ファミリーホームにおける不調の背景、(3) 「なし崩し的に家庭復帰」の意味すること、(4) 児童相談所、フォスタリング機関についての状況把握、分析の必要性。以上を踏まえて、次年度以降の調査研究への反映について検討が必要と考えた。

### A. 研究目的

我が国では、2016年の児童福祉法改正により、家庭養育優先原則が示され、2017年の新しい社会的養育ビジョンでは「3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子ども

については概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する」とされ、フォスタリング機関に関するガイドラインも示され、チーム養育による包括的里親養育支援が

目指されることとなった。2018年には都道府県社会的養育推進計画策定要領が発出され、各自治体では国の目標値として示された上記の具体的数値を念頭に目標値を設定した計画が策定され2020年度より実践が開始された。さらに2022年の児童福祉法改正により里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられることになり、制度としては施設養護から家庭養護への移行が確実に進められつつある。

この間、里親委託率は2021年度末には全国平均23.5%となり、最大は福岡市の59.8%、最小は金沢市の8.6%と自治体間格差が大きくなっているが、最大の福岡市においては国の示した里親委託率の目標をすでに達成している。家庭養育優先原則に基づいた各地の計画により今後もさらに里親委託数が増えていくことが予想される。

社会的養護のもとで暮らす子どものうち虐待経験のある子どもの割合は、乳児院40.9%、児童養護施設65.6%、里親家庭38.4%、ファミリーホーム53.0%となっている。また、知的障害、発達障害、愛着障害等なんらかの障害のある子どもの割合は、乳児院30.2%、児童養護施設36.7%、里親家庭24.9%、ファミリーホーム46.5%となっている<sup>(1)</sup>。里親における割合が一番小さい一方で、ファミリーホームは児童養護施設を上回りおよそ半数の子どもが何らかの障害を持つ状況である。この割合は年々増加傾向にあり、虐待を受けた子どもや心身の状況において何らかの障害のある子どもの養育を、里親やファミリーホームによる家庭養護が担うケースは確実に増えていくと考えられる。その対応としてフォスタリング機関や里親支援センターによる、一貫した包括的な里親養育支援のシステムが各地で整えられつつあるが、未だに十分な状況にはなく、このままでは家庭養護における困難を解決するのが難しい状況

や養育不調が増えていく可能性がある。

本調査研究では、養育不調となった事例に関して、そして養育不調となっていない事例との比較をするため、里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設の養育者、児童相談所・フォスタリング機関の支援機関を対象としたオンラインフォーム・質問紙による調査を行い、養育不調となる要因について、①委託時や委託解除時の状況、②子どもの心身の特性や行動上の問題、③養育上の課題、④支援の課題の4つの視点から明らかにする<sup>(2)</sup>。

本分担研究では特に里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設それぞれを対象とする分担研究者により示された結果、考察を合わせて確認することで、養育不調の実態把握やその支援構築に向けて今後さらに明らかにすべき点について示唆を得ることを目的とする。

## B. 研究方法

本調査研究においては「養育不調」を、子どもの行動上の問題や養育者の養育上の課題の大きさにより、養育者が子どもへの対応が困難になる状況として定義した。

班会議での協議によって、里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、児童相談所、フォスタリング機関への質問項目として養育不調の要因を、Konjin et al., (2018)<sup>(2)</sup>の里親委託の不安定性の要因に関するシステムレビューを参考に、「委託時や養育不調による委託解除時の状況」、「子どもの心身の特性や行動上の問題」、「養育上の課題」、「支援の課題」の4つに分けて検討を行い作成した。その詳細については各分担研究者の報告に記されている。

里親については、全国の里親家庭6585家庭を対象とし回答数は質問紙が1401件、オンラインフォームが607件（回収率30.4%）で有

効回答数は質問紙が 1293 件、オンラインフォームが 561 件であった。ファミリーホームについては全国のファミリーホーム 446 箇所を対象とし、回答数は 101 件（回収率 22.6%）で有効回答数は 99 件であった。地域小規模児童養護施設については全国の地域小規模児童養護施設を有する児童養護施設 527 箇所を対象とし、回答数は 199 件（回収率 37.8%）で有効回答数は 171 件であった。児童相談所については全国 232 箇所を対象として回答数は 75 件（回収率 32.3%）、民間フォスターリング機関については全国 168 箇所のうち 20 機関（回収率 11.9%）より回答を得た。

これら里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設の養育者、児童相談所・フォスターリング機関の回答内容を本調査研究の各研究分担者が確認し、分析した報告書をもとに、筆者が全体を俯瞰しそれぞれの養育不調の現状の把握と改善に向けた課題、またその解決に向けた支援について探求する本調査研究に必要とされる視点を見出すべく検討した。

### （倫理面への配慮）

調査回答者、研究対象となった委託・措置されている子どもの個人情報収集せず、匿名性を厳密に確保した。国立成育医療研究センター倫理審査委員会の承認（2023-164）を得て実施した。

## C. 研究結果

### （1）里親について

今回の調査における養育不調の割合は 8.0% であり、先行研究の 17% に比べるとやや低い割合と評価された。

回答者の内訳は、里母が 74.9% で、初めて子どもを委託されてからの期間として半数が 4 年未満であり、里親になった動機としては「社

会的養護の必要な子どものためになりたかったため」が最も多かった。

委託解除となった年齢は 3 歳から 6 歳が 17.3%、13 歳から 15 歳が 26.3%、16 歳から 18 歳が 19.9% とその他の年齢群よりやや多かった。

委託解除後の措置変更先については、「児童養護施設」が最も多く 28.2%、ついで「わからない」が 15.4%、「その他（家庭復帰による委託解除）」が 12.2%、「他の里親」が 10.3%、ファミリーホームは 2.6%、未記入が 10.3% 等であった。

### （2）ファミリーホームについて

今回の調査における養育不調による委託解除の経験の有無について「あり」が 24 件（24.2%）であった。

回答者の内訳は「男性の養育者」が 48.5%、「女性の養育者」が 42.4%、「女性の補助者」が 2.0% であった。委託されてから今までの期間については、4 年未満が 26.3%、4 年以上 5 年未満が 8.1%、5 年以上 10 年未満が 22.2%、10 年以上 15 年未満が 18.2%、15 年以上が 8.1% であった。また、ファミリーホーム運営の動機については、「社会的養護の必要な子どものためになりたかったため」が最も多かった。

委託解除となった年齢は 13 歳から 18 歳が 6 割を占めた。

委託解除の要因としては「他害以外の子どもの問題行動」や「ファミリーホーム内や学校での他害や器物破損行為」に多くの回答が認められた。

### （3）地域小規模児童養護施設について

今回の調査における養育不調による措置解除の経験について「あり」は 54 件（36.0%）であった。

措置解除になった54件の内、回答があった49名の分析では平均年齢14.92歳、高校生が32名(65.3%)と年齢が高く、措置変更後は「家庭復帰による措置解除」が21名(42.9%)と最も多く、施設で不適応をおこし、「なし崩し的に家庭復帰」となっていくことも多いと推測されている。

## D. 考察

### (1) 子どもを中心にした委託変更後につなげる理解と対応について

措置変更後の子どもの委託先についての特徴を見ていくと、委託されている子どもそれぞれの状況として、なんらかの障害の有無、委託時年齢、措置変更時年齢、家族との交流有無などについても検討する必要があると考えられた。

また、里親へのアンケートで委託解除後の措置変更先について、「わからない」が15.4%と2番目に多い回答であったことや、里親委託解除となった理由として「児童相談所による判断」や「本人が無断で自発的に実家庭へ戻った」が挙げられたことから里親として子どもの委託変更先を把握できていない状況や、理由がわからない、もしくは納得できていない状況が少なからずあることが推測された。地域小規模児童養護施設との比較でもこのような事態が里親養育においてより多く生じていることが推測される。この点は今後の調査でより明らかにするべき点だと考える。

養育不調は、子どものニーズについての誤解に養育者が気づき、対応を変化させる重要な機会にもなるため、たとえ不調で委託先が変更になったとしても、新たな養育者への情報提供や、子どもと距離を置きながらも切れずに繋がり続けることが子どもにとってその後の人生に重要な意味を持つことも考えられる。したがっ

て委託変更にあたっての準備や話し合い、その後の子どもとの関係の取り方についてなど、不調予防だけでなく、その後の対応、子どもにとって養育不調を失敗体験で終わらせるのではなく、その後につなげる意味のある経験、より良い育ちの環境につなげるための機会とすることを考える支援も必要とされていると考えた。

### (2) ファミリーホームにおける不調の背景について

ファミリーホームについては、委託解除となった年齢は13歳から18歳が6割を占めていた。

これについては、在籍児童年齢(2018年2月1日)で見ると<sup>(1)</sup>、13~15歳が児童養護施設23.7%、里親17.6%、ファミリーホーム21.9%、16~18歳が児童養護施設21.4%、里親21.3%、ファミリーホーム24.5%とファミリーホームにより年齢の高い子どもが委託されていることがわかる。

さらに、在籍児童の措置時の年齢(2018年2月1日)で見るとその傾向は強くなり、13~15歳が児童養護施設10.1%、里親10.2%、ファミリーホーム17.3%、16~18歳が児童養護施設1.5%、里親5.3%、ファミリーホーム6.7%となっており、ファミリーホームには委託時点で年齢の高い子どもが多いことがわかる。

これに関連して、金城・中山(2018)<sup>(3)</sup>によれば、里子の年齢と里母の身体的負担感の関係について、幼児期の里子を抱えている里母が身体的負担を最も多く感じていた。一方、里子の年齢と里母の精神的負担感の関係については、「里子の年齢が高くなるほど里母の高負担群は増大していることが示されており、里子の年齢が低いほど里子への精神的負担感は少ない。・・・高負担群は15歳以上になると乳児期

の約7倍に増大していることがわかる」<sup>(3)</sup>とされている。里親における精神的負担は年齢があがるほど強くなることが示されており、高年齢の子の子どもが委託され、そこから養育を始めるファミリーホームにおける不調については、このような背景も考慮する必要があると考えられる。

また、前述の通り児童養護施設、里親、ファミリーホームの中でもなんらかの障害を持つ子どもの割合が一番高いのはファミリーホームであり、これら二つの点から、もともと養育不調に至る可能性が高い子ども、対応の難しい子どもが委託されている可能性がある。また、ファミリーホームは、もともと地域で頼りにされてきたベテラン里親が担い手となって始まった経緯があるが、そのような事情もありフォスタリング機関等が設置されてもその支援を受ける体制が整っていない場合もあると考えられる。これらの背景から、ファミリーホームについて里親以上に養育不調の現状把握と対応について検討する必要がある。その際、ここで挙げた背景からは、委託後の支援だけでなく、ファミリーホームにどのような子どもを委託するかについても合わせて検討する必要があると考えられる。

### (3) 「なし崩し的に家庭復帰」の意味すること

地域小規模児童養護施設については回答のあった措置解除ケースの65.3%が高校生であり、措置変更後は「家庭復帰による措置解除」が42.8%と最も多く、不適応をおこし「なし崩し的に家庭復帰」となっていることが推測されている。里親から委託変更後の家庭復帰は12.2%であったことをふまえると、施設からの「なし崩し的に家庭復帰」はさらに詳細な状況把握が必要と考えられる。このような事態が施

設で生じている背景としては、措置児童の保護者の状況として両親ともいない、もしくは不明の子どもの割合が児童養護施設は6.4%であるのに対して里親は21.2%と高いことや、家族との交流状況を見ても交流なしの子どもの割合が児童養護施設は19.9%であるのに対して、里親は70.3%と高いことが影響しているのかもしれない<sup>(4)</sup>。施設養護における「なし崩し的に家庭復帰」については、家族との交流が可能な(戻れる家がある)子どもの割合が多いこともあっての特徴的な不調とも捉えられるのではないだろうか。

これまでの里親養育への措置において家族との交流のない子どもを養子縁組の代替手段として活用されてきたことも反映していると考えられるが、今後増えていく養育里親においては親との交流がある子ども、家庭復帰を委託当初から目指す子どもについても里親養育が優先されることになるため、施設だけに特徴的な状況ではなくなるかもしれない。

また、地域小規模児童養護施設の報告で挙げられたなし崩し的に「家庭復帰」し措置解除するケースは、結果的には「家庭復帰」として扱われているが、家庭以外に措置変更されたものとは異なる印象を関係者に残している可能性もある。「家庭復帰」という結果に隠されてしまう可能性のある養育不調についても、その経過や対応についてしっかり認識し、次の支援に活かす必要があると考える。

### (4) 児童相談所、フォスタリング機関についての状況把握、分析の必要性

今回の調査では児童相談所とフォスタリング機関に対しても調査が実施されている。今回の報告をまとめるにあたっては、それぞれについての分析が現時点では十分できていないため、現状の把握が難しい。ただ、冒頭でも示し

たとおり 2016 年以降、増やそうとしている里親養育はチーム養育を基本とした一貫した包括的な里親養育支援を前提としたものであり、養育不調も里親の責任とだけでは考えない。したがって、里親養育における養育不調について検討するにあたってはフォスタリング機関による支援やその現状認識とセットで検討する必要があり、今後の調査研究の中で具体的な状況把握も必須と考える。

また、児童相談所調査の結果について詳細な分析やヒアリングが次年度以降進められる予定であるが、その際、養育不調ケースについて児童相談所からはどのように把握されているか、考えられているかを明らかにする必要がある。地域小規模施設、里親、ファミリーホームそれぞれの側から明らかにされる養育不調の割合や理由、要因とどの程度一致するのか、もしも一致しないとしたらどのように、なぜそのような状況が生じるのかについて検討し、個別のヒアリング等により実態を把握する必要があるかもしれない。

今回の里親を対象とした調査では、里親が子どもの委託変更先を知らされていないなかったり、児童相談所の判断に納得していない可能性が示されていたが、養育不調の認識に里親と児童相談所で差が生じている可能性もある。今後、児童相談所やフォスタリング機関が養育不調をどう捉え、支援してきたのか、しているのかについて現状を明らかにする調査、分析が必要と考えられる。

## E. 結論

社会的養護、特に家庭養護における養育不調についての実態把握と課題整理、支援検討のため、里親・ファミリーホーム・地域小規模児童養護施設の養育者、児童相談所・フォスタリング機関の支援機関を対象とした調査が実施さ

れた。各分担研究者の結果、考察の報告をもとに全体を改めて見直し、筆者のこれまでの里親支援に関する経験を踏まえて、それぞれの養育不調の現状の把握と改善に向けた課題、またその解決に向けた支援について探求する本調査研究に必要とされる視点として以下 4 つを示した。(1) 子どもを中心にした委託変更後につなげる理解と対応、(2) ファミリーホームにおける不調の背景、(3) 「なし崩し的に家庭復帰」の意味すること、(4) 児童相談所、フォスタリング機関についての状況把握、分析の必要性。

以上踏まえて、次年度以降の調査研究への反映について検討が必要と考えた。

## 参考文献

- (1) こども家庭庁: 社会的養育の推進に向けて。[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/nod/e/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487f9be16/355512cb/20230401\\_policies\\_shakaiteki-yougo\\_68.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/nod/e/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487f9be16/355512cb/20230401_policies_shakaiteki-yougo_68.pdf), (参照 2024-5-29), 2023(13)), 2023
- (2) Konijin, C., Admiraalb, S., Baartb, J., van Rooijb, F., Stamsb, G. J., Colonnesib, C., Lindauerc, R., Assink, M. (2018) Foster care placement instability: A meta-analytic review Children and Youth Services Review, 96, 483-499, 2018
- (3) 金城悟, 中山哲志「里親の養育負担感に関する一考察—里母の身体的・精神的負担感の分析を通して—」東京家政大学研究紀要, 第 58 集 (1), 2018, 25-32

## F. 研究発表

### 1. 論文発表

なし

**2. 学会発表**

なし

**G. 知的財産権の出願・登録状況**

**1. 特許取得**

なし

**2. 実用新案登録**

なし

**3. その他**

なし

**H. 知的財産権の出願・登録状況**

**1. 特許取得**

なし

**2. 実用新案登録**

なし

**3. その他**

なし